

# カナダにおける若干の児童保護に関する法律

小野幸二

## 一 問題の提起

そもそも法律は、子どもの利益保護・福祉について無関心であつてはならない。カナダにおいても、これに関する法律が多く制定されている。<sup>(1)</sup>そして、これらの法律は社会の変化に伴つて制定、改正または解釈が行われなければならぬ。その際は、法律家のみならず精神医学、心理学、人間関係、社会学の専門家たちの意見を聞かなければならぬ。

今日、カナダではこの分野に対する関心が高まつてゐる。それは、毎年数千の親と子がカナダの法廷でお粗末な公判にさらされているからである。ごく最近まで、粗略な公判に出頭する弁護士はほとんどいなかつた。ところが、右の事情により法的援助計画、社会的道義心、家族計画に対する関心が高まり、この分野の法律部門については多くの弁護士が関心を持つようになつた。判事たちは、法令を解釈し、証拠の諾否を決し、判決を下し、訴訟手続を完了するが、それはめったに公表されることがない。したがつて児童保護に関する法律の実施が十分行われているかどうか適切な批判ができる。<sup>(2)</sup>

ところで、子どもの全体的な権利擁護と家族という単位の各メンバーの利益を擁護するためいくつか法があるので

あるが、まず州に児童福祉立法 (child welfare legislation) がある。また州レベルでは、養子、監護、結婚、扶養義務、私生児、年少者保護、特別家庭裁判所に関する法令がある。家族に関する連邦<sup>(3)</sup>法には、離婚法<sup>(4)</sup>、青少年犯罪法<sup>(5)</sup>、刑法<sup>(6)</sup>の中に規定されている条項がある。さらに、故意または過失で児童が傷害を受ければ、児童は訴訟を提起できる。<sup>(7)</sup>もともと教師や親の殴打は法律によって認められた特権の限界を越えなければならない。

## 二 児童福祉立法 (Child Welfare Legislation)

児童福祉立法の主たる目的は、児童の保護を保障するため早急かつ効果的、経済的手続を確立するにある。<sup>(8)</sup>国は、その機構を通じて、児童の生活環境保護のために、児童の肉体的・精神的福利が著しく侵害されていると思われる家族やその状況に対して積極的な関与をしなければならない。児童福祉立法は、国が児童を法的に保護するため関与する権利を認めている。法律は児童と親と国家の利益を守るために適切な措置が取られるよう規定されている。

かつて社会は、子どもの保護と養育に関する最少の規準を、児童福祉法によってたててきた。そして、この法律とその法解釈はその時の社会に対応したものであった。すなわち、子どもが社会的貧窮の中におかれたり、親や保護者がから肉体的虐待を受けている場合に、その救済が強調され<sup>(9)</sup>きた。しかし、だんだんと家族の崩壊に対する研究が進み、理解が深まり、問題家庭の防止と対策に対する専門家が増加するにつれて、これまで法廷でなされていった概念とは違った「要保護児童」の概念がなされるようになった。

かつては、法廷は「要保護児童」とされる子どもと、その親とを、家庭内で監督下におくか、または子どもを家庭から離して施設か養親の下においた。そして子どもの移動が一時的なものであれば、法廷は子どもに対する措置と保護に手を尽し、両親の機能回復に努めた。もし子どもの移動が恒久的なものであれば、子どもは養護施設に入れられるか、または特別な措置計画の下におかれた。この「要保護児童」の法律的定義は曖昧で、両親の故意による計画的な行為で法的に見て最低限の生活水準以下で生活している

か、または両親が意図的でなく、その力の及ばない環境が原因で子どもに適当な家庭を用意することができない場合には、前記の定義は不十分である。

児童保護法は、児童の保護のための事業を行う私の機関や官庁の組織化を図った。州の公共福祉事業体や児童保護団体は、児童遺棄や虐待の可能性の報告に対する調査、法

的措置を要する事態に対する処置の開始、訴訟と証拠提出の準備、児童保護の用意と処置、法廷で認可された計画の展開と実施、児童の施設や預つてくれる家庭や養親への収容、両親や保護者や教育やカウンセリング、医療、財政的援助によって立ち直らせること、などに責任をもつ。保護サービスの目的は子どもを、生物学的な意味での親の下にもどすことを最終的な目的として家庭環境を変え、再建することである。自然の関係を断ち切ることが勧められるのは、例外の場合だけである。理想的にはこういうサービスは家庭の維持と児童遺棄の原因となつたことの防止を目的とする包括的な福祉計画の一部として、子どもと親に対し(10)てなされるべきであるが、これはまだ達成されていない。

こういうサービスのためには資金が必要である。このための財政的援助は政府と民間の財源によって行われる。もつとも時には親がその子どもの保護と処置に必要な費用を負担するよう命じられることもあるが、しかしほんどの場合は、当該の市が郡の財政援助を受けて、その経費を引き受けている。

児童遺棄のケースの発見が、親または保護者を懲罰する契機となる。児童遺棄について、初期の法律の基本原則は、親は子どもをそのような不適当な状態に置いておけば、処罰されるということであった。すなわち、法律の目的は、子どもを救い親を罰することであった。ところが、今日は、処罰的措置がとられることがないことはないが、故意による虐待か遺棄がそれほど重大な場合でないかぎり、一般的には処罰されることではなく、むしろ家族のメンバーを保護する目的で扱うべし、という点が強調され、措置が処罰から保護へ変化してきた。なお、刑法には児童を他人の行為から守るためにいくつかの条項が規定されてい(10)る。さらに暴行や殺人に関する条項でも一般的な保護が受

けられる。

児童福祉立法にはつきのようない面もある。すなわち、保護法の条項を活かすために国がその出先機関を通じて、児童遺棄、虐待の実際、または推定される件数を明らかにすることによって児童の福祉に奉仕することである。この目的を達成するため最近の法律はこの問題について関係した人々に関係官庁への報告義務を課している。

### 三 児童福祉法 (Child Welfare Act)

第四〇条① 見捨てられたり、遺棄されたり、援助を与えない児童の保護、監督をしている人、または暴力を加えたり、子どもを守らない人は法の前にその行為に対し有罪であり、略式の有罪判決をなされ、五〇〇ドル以下の罰金、または一年以下の刑、もしくはその両方が併科されることがある。

② 適切な用意や保護をせずに、不当な期間十歳以下の児童を放置し、児童の保護、管理を

怠つた者は有罪であり、1〇〇ドル以下もしくは1〇〇ドル以下の罰金、または一年以内の刑を科されることがある。

③ 法廷はこれに関して、児童に対し、前項①②に關した聴聞を行い、その児童に保護の必要ありと思慮されるときは適切な処置を施すことなどがである。(1965, C. 14, S. 40 (2, 3))

第四一条① 児童の遺棄、放棄、肉体的虐待、保護の必要等の情報を得た人は、児童保護団体または司法当局に連絡をしなければならない。

② 第一項はその情報が極秘であることを妨げ、または惡意をもち、あるいは適切な理由をもつてなされるのでない限り、情報提供者に対して何らの不利益も課されない。(1965, C. 41, S. 41)

第四二条① 以下の行為をさせることは一〇〇ドル以下の罰金、または六ヶ月以内の刑を科されることがある。

(a) 公共の場で児童に物乞いをさせる目的

や歌、踊り、物売りなどのまねごとをさせ  
せて施しを乞う」とをやせる」と。

(b) 公共の場で、午後九時以後早朝六時ま  
での間に収益をあげる目的で歌や踊り、  
物売りなどさせること。

(c) 前項②に関して、サークル、劇場その

他公共の娯楽施設など公衆に支払いをさ  
せる所で、歌、踊り、物売りをさせる目  
的で児童を使うこと。

② 公共の娯楽に使われる場所やサークル、劇  
場などにおいて行われる娯楽の場合、その場  
所に雇われた子どもの健康と適切な処置が保  
障されことが示されねばならない。地方自  
治体の長は、児童保護団体の認可をもって、  
そのような時間を許可する認可を得て行い、  
また、そのような娯楽を行うに適切な状態も  
しくは規制に従わねばならない。またその認

可は児童保護団体の認可によつていつでも効  
力を得、または付加され、もしくは無効とさ  
れる。(1965, C.14, S.41 (1, 2))

③ 地方自治体は監視人として法律によつて認  
められた制限や条件に合う人を任命する。そ  
の人は児童が当分の間許可される雇用場所に  
立ち入つたり、調べたりすることができる。

また右記の義務は別の人人が任命されれば、そ  
の地方自治体の警察長官がこれを解任する。

#### 第四十三条①

十六歳以下の女児、十二歳以下の男児は街  
頭でのいかなる商取引にも従事することを認  
可されない。

② 十二歳以上十六歳未満の男児は、午後九時  
以後翌朝六時以前に街頭でのいかなる商取引  
にも従事することを認可されない。

③ 十六歳以下の男女児は午後十時以後翌朝六  
時以前に公共の娯楽の場で、その児童に付き  
添うように依頼された者の付添いなしにうろ

ついてはならない。

(4) この章の条項に違反した少年少女は、警察に警告されることがある。そしてもし警告が受け入れられなかつたり、その警告のあとで少年や少女がこの章の条項に違反してゐる

に対し、その状況のよしや適切である範囲を越えない程度なら、場合により腕力を使うことが正当とみなされる。

(5) 誤まつた道徳に対する行為 (Offences Tending to Corrupt Morals)

とがみつかつたりした場合には、その少年や少女は、自室かまたは安全に保護される場所へ警官につれていかれることがある。

(5) 少年や少女にこの条項に対する違反を許した親は有罪であり、二五ドル以下または一〇〇ドル以下の罰金に科せらるゝことがある。

(1965, C.14, S.43)

第一六八条 墜落しかけている子供 (Corrupting children)

#### 四 アルバータ州家族法(Alberta Als-Family Law)

(1) 監督者の保護 (Protection of Persons in Authority)

第四三條 力による矯正 (Correction of child by force)

親権者に代る学校の教師、または親あるなされに代る者は、その保護下にある生徒、子ども

品行を行つたり、習慣的な泥醉やその他の要徳にあけつたりして、子どものセラルを危険におとしいれたり、家庭を子どもにあわしくない場所にするような行いをした者は、起訴されるべきであり、一年間の収監に処せられる。

(2) 限度 (Limitation) ——前項の違反者に対する処分は、その違反が行われた時から一年以上経過してから執行される。

(3) 「子供」 ("child") ——この項において

「子ども」というのは、十八歳以下、またはそのようにみえるものを意味する。

(4) 誰が訴訟を実施するか (Who may institute prosecutions)——子どもの裁判護のため、または少年裁判所裁判官によって認められた社会の強要により執行されるのでない限り、司法長官の同意なくしては第一項のもとでは、どんな処分も行われない。

#### (iv) 境胎 (Abortion)

##### 第一五一条 境胎のあつ旋 (Procuring miscarriage)

(1) 女性に対して墮胎のあつ旋を行うとする者は、その女性が妊娠していると否とに拘らず、それを行う目的でなんらかの手段を使えば告発され、終身刑に処されることがある。

(2) 自身に墮胎を行う女性——妊娠中に自分自身に対して行うとして、その行為を執行するために何らかの手段を講じるか、または何ら

カナダにおける若干の児童保護に関する法律（小野）

かの手段を行う者は、起訴されるべき罪科があり、二年間の収監に付することができます。

(3) 「手段」——」の項の手段とは以下のことを含む。

- (a) 薬物その他有害物質の使用
- (b) 器具の使用
- (c) あらゆる処置
- (d) 例外——右記(1)と(2)は次の場合には適用されない。

(a) 病院の人工中絶審議会のメンバー以外の資格をもつた医療従事者で、女性の墮胎を行う意図をもつて認可された病院で、信頼のおける治療を施す者。

(b) 妊娠した女性が資格をもつた医療従事者によって前記(a)で述べられた認可された病院の施設を使うことを、これらの手段を使う前に認可された委員会で、その大多数のメンバーによって、その女性

◎ 動植物の保護に関する法律

- (一) Protection of Children Act, R.S.B.C. 1960, c. 303; as amended by Stat. B.C. 1963, c. 42; 1967, c. 38; 1968, c. 41; 1969, c. 27; 1970, c. 38. Manitoba, The Child Welfare Act, R.S.M. 1970, c. 80. New Brunswick, Child Welfare Act, Stat. N.B. 1966, c. 3; as amended by Stat. N.B. 1967, c. 28; 1968, c. 20; 1970, c. 12. Newfoundland, Welfare of Children Act, R.S.N. 1952, No. 60 as amended by Stat. Nfld. 1953, No. 62; 1954, No. 34; 1957, No. 20; 1958, No. 15; 1959, No. 23; 1960, No. 6; 1961, No. 7; 1964, Nos. 23, 40, 45; 1968, No. 5; 1970, No. 6; The Child Welfare Act, 1964, Stat. Nfld. 1964, No. 45, as amended by 1965, No. 54; 1966, No. 71; 1968, No. 20; 1969, Nos. 26, 79; 1970, No. 12. Nova Scotia, Child Welfare Act, R.S.N.S. 1967, c. 31; as amended by Stat. N.S. 1968, c. 18; 1969, c. 29; 1970, c. 31; 1970-71, c. 29. Ontario, The Child Welfare Act, R.S.O. 1970, c. 64; as amended by Stat. Ont. 1971, c. 98. Prince Edward Island, The Children's Protection Act, Stat. P.E.I. 1961, c. 3; as amended by Stat. P.E.I. 1963, c. 4; 1967, c. 4; 1969, c. 5; 1970, c. 6. Saskatchewan, Child Welfare Act, R.S.S. 1965, c. 268; as amended by Stat. Sask. 1966, c. 31; 1967, c. 63; 1968, c. 9; 1969, c. 61; and The Coming of Age Act, 1970, Stat. Sask. 1970, c. 8. In the United Kingdom comparable legislation is found in many statutes, the major enactments being: Children and Young Persons Act, 1969, c. 54; Children and Young Persons Act, 1963, c. 37; Children Act, 1958, c. 65; Children and Young Persons Act, 1933, c. 12; Children Act, 1948, c. 43; see: Levin, "Children and Young Persons Act 1969", 114 The Solicitors' J. 179, 200, 218.
- (二) Royal Commission Inquiry into Civil Rights, Ontario (1968), Report No. 1, c. 40.
- (三) In Nova Scotia, for example, see: Adoption Act, R.S.N.S. 1967, c. 2 as amended; Children of Unmarried Parents Act, R.S.N.S. 1967, c. 32 as amended; Infants' Custody Act, R.S.N.S. 1967, c. 145 as amended; Family Court Act, R.S.N.S. 1967, c. 98 as amended; Wives' and Children's Maintenance Act, R.S.N.S. 1967, c. 341, as amended.
- (四) R.S.C. 1970, c. D-8.
- (五) R.S.C. 1970, c. J-3.
- (六) R.S.C. 1970, c. C-34 as amended.

(☞) Protection of Children Act (B.C.): Nothing in this Act contained shall be construed to take away or affect the right of any parent, teacher or other person having the lawful control or charge of a child to administer punishment to such child as if this Act had not been passed.

(∞) M. G. Paulsen, "The Legal Framework For Child protection" (1966), 66 Colum. L. Rev. 679.

(∞) For example, see R.S.N.S. 1900, c. 116.

(∞) *The Ontario Law Reform Commission, Study Prepared by the Family Law Project* (1969), Vol. X.